

令和5年 4月1日より 道路交通法が一部改正されます。

自転車の乗車用ヘルメットの着用が「**努力義務**」になります。

これまで
13歳未満の子どもを対象に保護者が着用させるよう努めなければならない
2023年4月から
年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化

自転車の安全利用五則が変わりました。

⑤ヘルメットの着用は**全年齢対象**です。

交通安全 **交通安全トラの巻**
～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～
発行 静岡県 ぐらし交通安全課
(電話 054-221-2104)

令和4年11月1日から
**「自転車安全利用五則」が
変わりました！！**

New
自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の
保険加入は
義務だよ！

交通安全 **交通安全トラの巻**
～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～
発行 静岡県 ぐらし交通安全課
(電話 054-221-2104)

道路交通法改正により 令和5年4月1日から
**自転車利用時の ヘルメット着用が
「努力義務化」に！**

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に
対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。

自転車事故死者の人身損傷部位
(過去5年・平成29年～令和3年)

部位	件数	割合
頭部	45件	(60%)
顔部	1件	(1.3%)
胸部	8件	(10.7%)
腹部	3件	(4%)
腰部	2件	(2.7%)
脚部	1件	(1.3%)
腕部	5件	(6.7%)
腕部	0件	(0%)
背部	0件	(0%)
全損	10件	(13.3%)

※ 全損(全身重傷・死)

※ 凶器・凶器等6件を除く 【出典:警察本部】

自転車事故で亡くなられた
方の致命傷となった部位は、
頭部が6割を占めています。
ヘルメットは、転倒した場合
などに頭部への衝撃を軽減
する効果がありますよ。

大切な命を守るため、ヘルメットを着用しましょう！



ヘルメットの着用は全年齢対象です。
小学生はもちろん中学生も、高校生も、
大人も